

北海道立美術館利用規則

(趣旨)

第1条 北海道立美術館の利用については、北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

(開館時間)

第2条 北海道立美術館（以下「道立美術館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、北海道立近代美術館（以下「近代美術館」という。）の館長は、7月から9月までの間において必要があるときは、同館の開館時間を午後7時30分までとすることができる。

2 館長は、道立美術館の管理運営上特別の必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。

3 館長は、前項の規定により開館時間を変更したときは、その旨を道立美術館に掲示しなければならない。

(休館日)

第3条 道立美術館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 館長は、道立美術館の運営上特別の必要があるときは、教育長の承認を受けて、前項に規定する休館日に開館することができる。

(臨時休館)

第4条 前条の第1項に定めるもののほか、館長は、道立美術館の管理運営上特別の必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休館することができる。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館する場合について準用する。

(入館の制限)

第5条 館長は、他人に迷惑をかけ、又はそのおそれがある者に対しては、道立美術館の入館を断ることができる。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、この教育委員会規則及び館長の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備又は美術に関する作品その他の資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑をかけ、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(4) 美術に関する作品その他の資料を模写し、又は撮影しないこと（館長の承認を受けた場合を除く。）。

2 館長は、入館者が前項の規定に違反し、かつ、道立美術館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者を退館させることができる。

(観覧等の細目)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、道立美術館における常設展示及び展覧会の観覧並びに講演会、講座、映画観賞会その他の催しのための入館に関し必要な事項は、館長が定める。

(観覧料)

第7条の2 北海道立美術館条例施行規則（昭和63年北海道規則第31号）第1条第2項に規定する観覧料は、次の各号に掲げるもののうちから、展覧会の内容に応じて館長が設定する。

(1) 常設展示特別展示同時観覧料金 常設展示と特別展示を併せて観覧する場合の観覧料金

(2) 前売料金 特別展示の開催期間の初日の前日までに前売券を購入する場合の観覧料金

(3) 親子等観覧料金 成人（大学生を除く。）と小学校の児童並びに中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者が同時に観覧する場合の観覧料金

(4) リピーター料金 前回開催の特別展示に引き続き特別展示を観覧する場合の観覧料金

(5) 優待料金 館長が認めた特別展示に係る優待券を提示した場合の観覧料金

(年間観覧料)

第7条の3 大学等(大学その他北海道立美術館条例施行規則第3条各号に規定する学校をいう。)が美術館の年間観覧料を納める場合は、あらかじめ、年間観覧料承認申請書(別記第1号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、年間観覧を承認するときは、申請者に対し、年間観覧承認書(別記第2号様式)を交付しなければならない。

(観覧料の免除)

第8条 次に掲げる者が道立美術館における常設展示又は展覧会(特別企画による展覧会を除く。)を観覧する場合は、その観覧料を免除する。

(1) 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者(常設展示を除く。)

(2) 教育課程に基づく教育活動の一環として観覧する高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにその引率者

(3) 土曜日並びに国民の祝日に関する法律第2条に定めるこどもの日及び文化の日に観覧する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

(4) 小学校の児童又は中学校の生徒を引率する校長又は教員

(5) 特別支援学校の児童又は生徒の引率者

(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

(7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

(8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(9) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

(10) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者

(11) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

(12) 65歳以上の者

(13) その他教育長が必要と認める者

2 次に掲げる者が道立美術館における特別企画による展覧会を観覧する場合は、その観覧料を免除する。

(1) 教育課程に基づく教育活動の一環として観覧する小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びにその引率者

(2) 教育長が前号に準ずる者と認めるもの

3 前2項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、観覧料免除申出書(別記第3号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1項第1号から第12号までに掲げる者及び前項に掲げる者にあつては、当該各号に該当するものであることを証する書面又は手帳の提示をもって、観覧料免除申出書の提出に代えることができる。

(施設の利用)

第9条 美術等に関する展覧会、講演会、講座、映画観賞会その他の催し(以下「美術等に関する催し」という。)を行うため、道立美術館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、施設利用申請書(別記第4号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、施設の利用を承認するときは、申請者に対し、施設利用承認書(別記第5号様式)を交付しなければならない。

第10条 館長は、前条第1項の申請が次のいずれかに該当すると認める場合は、その利用を承認してはならない。

(1) 利用の目的が道立美術館の目的に沿わないとき。

(2) 道立美術館の秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 美術等に関する催しの料金が1人につき、2,030円を超えるとき。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(4) その他道立美術館の管理運営上支障があるとき。

2 館長は、施設の利用を承認しないときは、申請者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

第11条 館長は、施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次のいずれかに該当すると認める場合は、その承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の申請に偽りがあったとき。

(2) この教育委員会規則に違反したとき。

(3) 故意又は重大な過失により施設設備を破損し、又は滅失したとき。

(4) その他道立美術館の管理運営上支障があるとき。

第12条 利用者は、施設の利用において、その施設設備に利用上必要な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、館長の承認を受けたときは、この限りでない。

第13条 施設の利用を終了したときは、利用者は、その利用に係る施設設備を原状に回復しなければならない。第11条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときも、同じとする。

第14条 施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、その使用料の免除を受けることができる。

(1) 道立美術館との共催により開催する美術に関する催しのため利用するとき。

(2) その他教育長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、使用料免除申請書（別記第6号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 館長は、第1項の規定により使用料を免除するときは、申請者に対し、使用料免除書（別記第7号様式）を交付しなければならない。

4 館長は、使用料を免除しないときは、申請者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

（破損等の責任）

第15条 道立美術館の入館者又は施設の利用者が、故意又は重大な過失により、その施設設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（細目）

第16条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。